

求職者支援訓練(令和7年度第2四半期(7~9月)開始分)に係る 認定申請について

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
富山支部 求職者支援課

1 認定申請に係る準備

申請されるに当たっては、当機構本部(以下「機構本部」といいます。)ホームページ内の下記URLで最新情報をご確認ください。

- ・求職支援訓練の認定申請
<https://www.jeed.go.jp/js/shien/index.html>
- ・求職者支援訓練(民間教育訓練機関向け)メニュー - 認定申請の詳細
<https://www.jeed.go.jp/js/shien/shinsei.html>

2 認定申請に係るスケジュール

申請書類の受付から認定までのスケジュールは下表1のとおりです。

表1 令和7年度第2四半期開始コースに係る認定申請スケジュール概要

	項目	期間・日程	概要
1	申請書類の受付	4月2日(水)～ 4月15日(火) 17:00	※原則電子メールにてご提出ください toyama-qsyoku@jeed.go.jp あて ※ファイル容量が10MBを超える場合は、10MB未満となるように分割して送信してください
2	支部審査(補正対応含む)	4月16日(水) ～5月8日(木)	当支部にて書類を審査します。 必要に応じて補正を依頼します。
3	本部審査・労働局審査 (補正対応含む)	5月9日(金) ～5月23日(金)	当機構本部及び富山労働局にて書類を審査します。必要に応じて補正を依頼します。
4	認定予定日(※)	5月26日(月)	機構本部から認定通知書等を送付します。

※実際の認定日は前後する場合があります。

3 募集枠について

第2四半期の募集枠は、下表2のとおりです。

本訓練は「令和7年度富山県職業訓練実施計画」に基づき設定する、四半期毎の募集枠の範囲内で認定されます。

よって、募集枠を超える申請があった場合には、不選定となる場合があります。

なお、当該計画については、以下の富山労働局のページに公表予定です。

・富山県地域職業能力開発促進協議会

https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/newpage_00285.html

表2 令和7年度 第2四半期募集枠（単位:人）

訓練の種別及び訓練分野	募集枠	うち 新規枠
基礎コース(分野不問)	35	0
実践コース	80	15
デジタル系(02 IT 及び 11 デザイン(WEB デザイン系コースのみ))	30	15
03 営業・販売・事務	40	0
04 医療事務	0	0
05 介護・医療・福祉	10	0
上記以外	0	0
合 計	115	15

【留意事項】

イ 基礎・実践コースともに、1コースあたりの申請定員は8人～30人です。

ただし、eラーニングコースの申請定員の上限は15人です。

ロ 実践コースの各募集枠に対して余剰定員が生じた場合は、余剰定員を各分野間で振り替える場合があります。

ハ 新規枠に申請がなかった場合は、新規枠以外(実績枠)として振り替える場合があります。

ニ 令和7年3月31日までの時限措置となっている、①介護分野等に係る職場見学等奨励金の上乗せ措置、②オンライン訓練(同時双方向型)の通所要件の緩和等の延長は未定です。

4 申請書類の作成

(1) 必要書類

下表3のとおりです。

なお、最新の申請様式が使用されていない場合は、最新の申請様式にて再度提出いただく必要があります。

また、訓練カリキュラムについては、富山県職業能力開発促進協議会の決定に基づき、訓練カリキュラム設定にあたっての協力依頼事項があります。詳細は、以下の URL をご確認ください。

・訓練カリキュラム設定にあたってのお願い等について

https://www.jeed.go.jp/location/shibu/toyama/kyu_shien/curriculum.html

表3 申請書類一覧

書類名	概要
認定申請書	訓練コースの申請内容を記載する書類です。 上記1の[最新の申請様式等]の URL から各認定申請書ファイルをご確認ください。
認定申請書の添付資料	申請書の記載内容の根拠となる書類です。詳細は、認定申請書ファイル内にある「提出書類一覧等」をご参照ください。
コース案内(案)	受講生募集の広報活動に使用するチラシの作成案です。訓練番号等未定の項目があっても構いません。なお、コース説明会の案内等の補助広告を作成する場合は、当該案を含みます。

(2) 訓練日程等について

イ 訓練開始日

第2四半期となる令和7年7月1日(火)以降の日付で設定してください。

訓練開始日前日のハローワークへの来所が受講予定者に義務付けられていることから、ハローワークの閉庁日(土日祝日)とならないよう設定してください。

訓練期間が、他の公的職業訓練(県の委託訓練等)の同分野の訓練コースと重複する場合、受講生の募集において競合が発生するおそれがありますのでご注意ください。

ロ 募集期間

募集開始日を認定予定日翌日(5月 27日)以降の日付で設定するとともに、受講希望者への訓練コースの十分な周知のため、募集期間を1か月以上(土日祝日を含む)確保してください。

※ 1か月未満となる場合、当支部にご相談ください。

ハ 選考日

募集終了日の翌日から3開庁日以上確保してください。

二 選考結果通知日

選考日と選考結果通知日までの間は2開庁日以上確保してください。

また、選考結果通知日から訓練開始日までの間は8開庁日以上確保してください。

ホ ハローワーク来所日

訓練期間中のハローワークへの来所日は、訓練2か月目以降、第1週の平日に設定してください。

ただし、すでに他の訓練コースを実施中の申請機関においては、原則として当該コースのハローワーク来所日と同日にならないように設定してください。

5 支部審査について

(1)支部審査

提出された申請書類を当支部にて順次審査します。下記(2)に対応する期間を確保するため、早めの提出にご協力ください。

(2)補正

審査の過程で、計画の見直しや記載内容の修正、書類の追加提出等の補正が必要となる場合があります。その際は、当支部から依頼する期限までにご対応ください。

なお、支部審査期間末日(5月8日)12時00分までに、申請書類の補正が完了しない場合は、認定の対象外となり申請書類を返却します。

(3)当機構本部及び富山労働局における審査について

イ 本部審査

支部審査後の本部審査の結果、計画の見直しや記載の修正、追加書類の提出等の補正が必要となる場合があります。その際は、当支部から依頼する期限までにご対応ください。

ロ 労働局審査

コース案内(案)については、支部審査後、富山労働局による審査が行われます。申請書類の補正に伴い、記載内容の補正が必要となる場合がありますので、当支部から依頼する期限までにご対応ください。

6 審査結果について

(1)結果通知書等の送付

本部審査が完了すると、認定予定日に機構本部から申請機関あて、訓練コースの認定又は不認定に係る結果通知書が発送されます。

なお、不認定となった場合は、当支部から申請機関あて、「通知書(機構様式第4号)」を送付します。この際、認定基準に適合しない場合の不認定は申請書類を併せて返却し、募集枠を超える申請の結果として不選定となった場合の不認定は返却しません。

(2)ハローワークインターネットサービス上での掲載

認定日からハローワークインターネットサービス上で当該認定コースが検索できるようになりますので、適宜公開内容をご確認ください。

・ハロートレーニングコース情報検索 URL

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/kensaku/GECA150010.do?action=initDisp&screenId=GECA150010>

7 申請コースに係る広報について

求職者の適切な訓練コースの選択及び受講者確保に資するため、認定コースについて、ハローワーク各所へ速やかにコース案内を提供するとともに、訓練窓口担当者への個別説明や、ハローワーク各所主催のハロートレーニング説明会における求職者への説明を、積極的に行うことをお勧めします。

なお、コース案内等広報資料は、上記 6(1)のとおり認定され、申請した訓練科の認定通知を受けた日以降使用することができます。

お問合せ先 求職者支援課 0766-28-6900
